わたしのいちばん ⑥1

初心者からはじめよう

大子町商工会 理事
大森 勝夫さん
(大森有限会社)

憧れていたけど楽器に縁がなかった。還暦が近づいてきた55歳に、このままではつまらない老人になってしまうと焦りを感じた。憧れに挑んでみよう。できないとわかれば諦めることも清々しいじゃないか。アルトサックスの体験に申し込んだ。予想に反してあっけなく音が鳴った。一瞬で童心に還った。年齢とともにできなくなることばかりだったのが、楽器を始めれば上達という喜びを得ることができる。衰退期の向上体験は真逆のベクトルなので、喜びの感情は倍増する。分不相応と思えるアルトサックスを大人買いした。吹き鳴らすとき心は少年に還っている。

経営ワンポイント

令和5年10月1日から 消費税のインボイス制度が開始されます

1.インボイス制度の概要

(1) 導入の経緯等

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。

(2) 消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、各取引段階において、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2.インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1) インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、売上先のインボイスの要否や申告に係る事務負担の検討を行った上で登録の要否を検討する必要があります。

(2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者(登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。)は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります(e-Tax又は郵送により提出できます。)。制度開始(令和5年10月1日)からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

3.令和5年度税制改正(案)について

令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定されました。
当該大綱において、インボイス制度に係る改正(案)も掲げられております。
詳しくは、財務省ホームページの特設サイトをご覧ください。
※本文は令和5年1月時点の法令に基づき作成しています。
【参考】国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトをご覧ください。

▶財務省　▶特設サイト

協会けんぽ茨城支部 令和5年度保険料率のお知らせ

令和5年3月分(4月納付分)からの保険料率は次のとおり改定されます。

健康保険料率(都道府県ごと)	介護保険料率(全国共通)
令和4年度 9.77% ▶ 9.73% ↓	令和4年度 1.64% ▶ 1.82% ↑

◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
◆変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。
賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
◆健康保険料率(9.73%)の内訳は、基本保険料率(6.16%)と特定保険料率(3.57%)です。

✓ 皆様の取り組みで保険料率は変わります!

協会けんぽの令和5年度の全国平均健康保険料率は10.0%です。協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なっており、各都道府県の医療費等で決められています。健康づくり等によりその都道府県の医療費を下げることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

あなたとあしたへつづく、健康を。けんぽのいっぽ!

疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善のために年に一度健康診断を受診しましょう。

生活習慣病予防健診(ご本人の健診)

▶対象は35歳～74歳の被保険者さま(お勤めのご本人)
▶令和5年4月より自己負担の軽減
前:最高7,169円 → 後:最高5,282円
▶メタボリックシンドローム+5大がんまでカバー
(肺・胃・大腸・子宮※・乳房※　※は別途自己負担が必要)

特定健診(ご家族の健診)

▶対象は40歳～74歳の被扶養者さま(ご家族)
▶お得に受診が可能
集団健診:無料、個別健診:約1,600円
▶お住まいの市町村で実施しているがん検診も同時に実施可能※
※詳細はお住いの市町村にお問い合わせ

全国健康保険協会 茨城支部 協会けんぽ
〒310-8502
水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
TEL:029-303-1500(代表)
最新情報はHPをご覧ください「協会けんぽ茨城」で検索

中小企業相談室

事業主の皆さま! 女性活躍推進法に基づく「情報公表」が変わりました

令和4年7月8日に厚生労働省令が施行され、女性活躍推進法に基づく情報公表に関し、情報公表項目が追加されました。

これにより、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主については、次の「①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の区分から**男女の賃金の差異(新設)**を含めた2項目以上、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分から1項目以上を選択し、合計3項目以上を公表する必要があります。

❶ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

◆採用した労働者に占める女性労働者の割合
◆男女別の採用における競争倍率
◆労働者に占める女性労働者の割合
◆係長級にある者に占める女性労働者の割合
◆管理職に占める女性労働者の割合
◆役員に占める女性の割合
◆男女別の職種または雇用形態の転換実績
◆男女別の再雇用または中途採用の実績
◆**男女の賃金の差異(必須)**

❷ 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

◆男女の平均継続勤務年数の差異
◆10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
◆男女別の育児休業取得率
◆労働者の1月当たりの平均残業時間
◆雇用管理区分ごとの労働者の1月当たりの平均残業時間
◆有給休暇取得率
◆雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

常時雇用する労働者が**101人以上300人以下**の事業主は、①と②の16項目の中から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表の期限とイメージ

本省令の改正に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示
※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

【問い合わせ先】
茨城労働局雇用環境・均等室
☎029(277)8295

いつも親切
茨城県信用組合
https://www.kenshinbank.co.jp/

がんばる企業を全力サポート!
いばらきをもっと元気に
茨城県信用保証協会は中小企業・小規模事業者のみなさまが金融機関から事業に必要な資金をお借り入れされる際にその保証人となって資金調達をサポートする公的機関です。
LINEはこちら!
最新情報や経営支援などの情報を配信中!

茨城県信用保証協会　水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811